

外国人労働者の適正な雇用・労働条件の確保と 不法就労の防止に理解と協力を

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です。

政府は、毎年6月を「外国人労働者問題啓発月間」と定めており、外国人労働者の適正な雇用・労働条件の確保と不法就労の防止について、事業主をはじめ広く国民の皆様へ理解と協力を求めていくこととしております。

★ 「外国人雇用状況の届出」が義務化されました・・・

平成19年10月1日より外国人(特別永住者を除く)の雇い入れ、離職の際に、その氏名、在留資格、在留期間、国籍などを確認し、ハローワークを通じ厚生労働大臣へ届けていただくことが義務づけられました。この届出に基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主の方への助言・指導や、離職した外国人への再就職支援を効果的に行ってまいります。(平成19年10月1日時点で既に雇用している外国人労働者については平成20年10月1日までに届け出ていただきます。)

★ 「外国人雇用管理アドバイザー制度」の活用を・・・

外国人労働者の雇用管理の改善や職業生活上の問題に対応するため、外国人雇用管理アドバイザーを配置し、各事業所の雇用管理の実態に応じた相談・指導を行っています。

★ 「外国人雇用サービスコーナー」の活用を・・・

各ハローワークでは、外国人の方々が職業相談や職業紹介を受けられる窓口を随時設けています。また、ハローワーク高岡では、下記の曜日・時間にはポルトガル語通訳を介した職業相談を受けることができる雇用サービスコーナーを設置しています。

＊ポルトガル語通訳を介した相談曜日と時間

○ ハローワーク高岡 毎週水・金曜日 午後1時～4時45分 TEL 0766-21-1515

★ 「外国人労働者相談コーナー」の活用を・・・

富山労働局労働基準部監督課及び高岡労働基準監督署では、外国人労働者の方々が、労働条件等の相談や情報提供が受けられる相談コーナー(相談員は監督課は中国語通訳、高岡労働基準監督署はポルトガル語通訳)を設置しています。

＊相談曜日と時間

○ 富山労働局労働基準部監督課(中国語通訳)

毎月、第2水曜日と第4水曜日 午前9時～午後5時 TEL 076-432-2730

○ 高岡労働基準監督署(ポルトガル語通訳)

毎週火・水・木曜日 午前9時～午後5時 TEL 0766-23-6446

詳しくは富山労働局、最寄りのハローワーク(公共職業安定所)又は労働基準監督署へお問い合わせください。